

# キャラクターデザイン使用マニュアル

伝えたい！  
スポーツのチカラ  
プロジェクト

公式キャラクター「モーラ」



松阪市教育委員会事務局 スポーツ課

## はじめに

---

このマニュアルは、「伝えたい！スポーツのチカラ」プロジェクト公式キャラクター「モーラ」を使用するにあたり、使用できるモーラの一覧や適切な使用方法などをまとめたものです。デザインの使用を申し込む前にご一読ください。

## モーラについて

---

「伝えたい！スポーツのチカラ」プロジェクトは、リオデジャネイロオリンピック金メダリスト(レスリング女子)の土性沙羅さんが松阪市職員となったことを機に、土性さんがスポーツの持つチカラを様々なかたちで市民の皆さまに伝えることで、スポーツと連動したまちづくりを進めるプロジェクトです。このプロジェクトに興味を持っていただき、より一層プロジェクトの推進を図ることを目的にキャラクターが作成されました。モーラは、牛の角をしている土性さんをイメージし、スポーツのチカラを網羅<sup>もーら</sup>して松阪市が元気な市になりますようにとの願いを込め名づけられました。

## 権利について

---

「モーラ」に関する一切の権利は松阪市に属します。使用するときには、松阪市教育委員会事務局スポーツ課へ申し込んでください。また、デザイン及びデータを無断で複製・改変・二次的使用等をすることはできません。

# 目次

---

1 使用できるモーラの一覧	1P
2 名前の標記	3P
3 指定色	4P
4 使用する際の注意	6P
5 注意事項	8P
6 申込方法	9P
7 問合せ先	9P

# 1 使用できるモーラの一覧

申し込むことで使用できるモーラは次のとおりです。(令和5年10月20日)





伝えたい!!  
ズポーツのチカレ  
プロジェクト



伝えたい!!  
ズポーツのチカレ  
プロジェクト



伝えたい!!  
ズポーツのチカレ  
プロジェクト



モノクロ



2階調



## 2 名前の標記

モーラのデザインを使用するときは、デザインの近辺に必ず次のどれかの標記を付してください。

- ・伝えたい！スポーツのチカラプロジェクトキャラクター モーラ
- ・スポーツのチカラプロジェクトキャラクター モーラ
- ・スポーツのチカラキャラクター モーラ

### 使用例



伝えたい！スポーツのチカラプロジェクト  
キャラクター モーラ

### ポイント

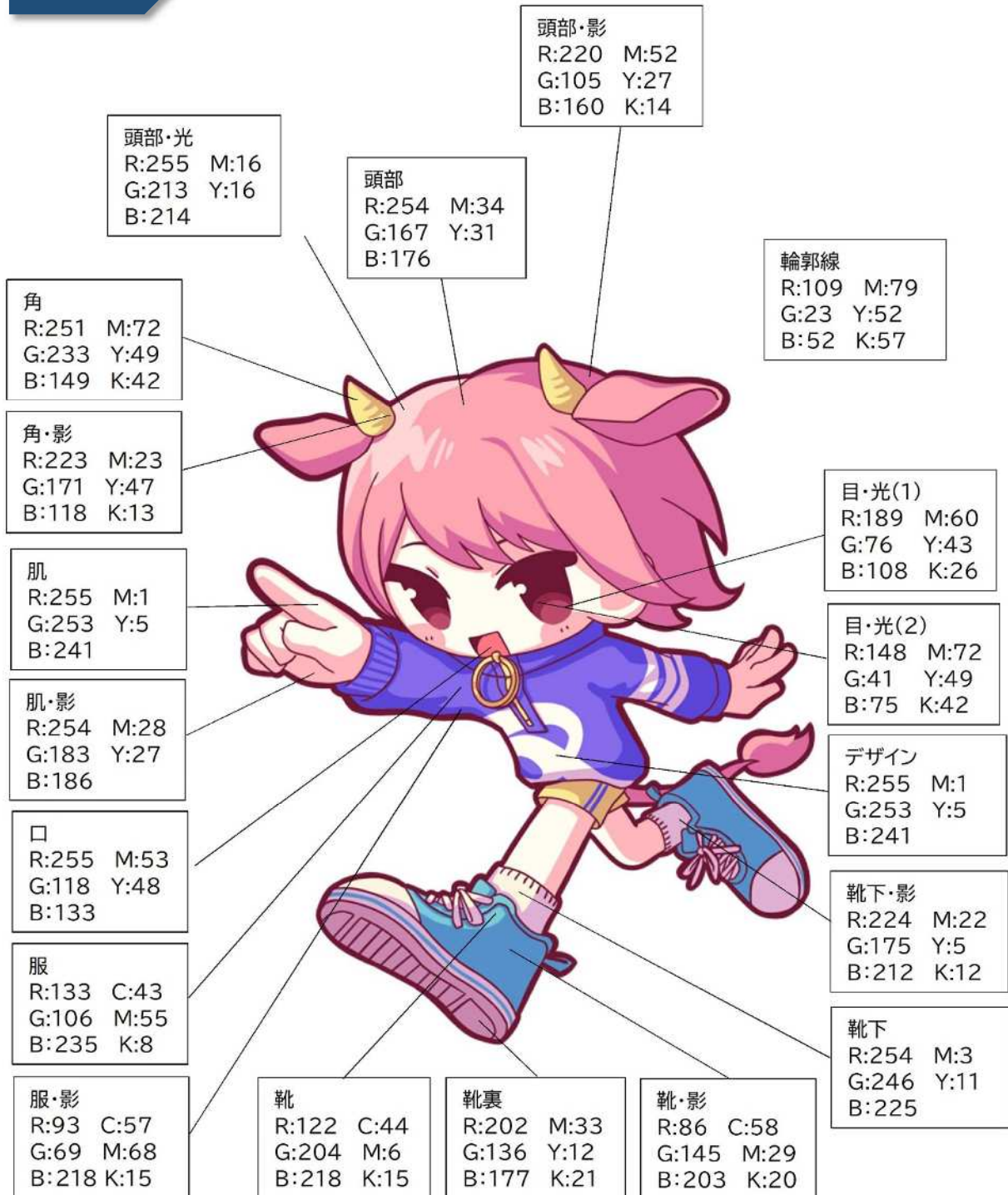
○「モーラ」はカタカナです。

○スペースの事情で全て入れるのが難しいときは、「モーラ」と標記してください。

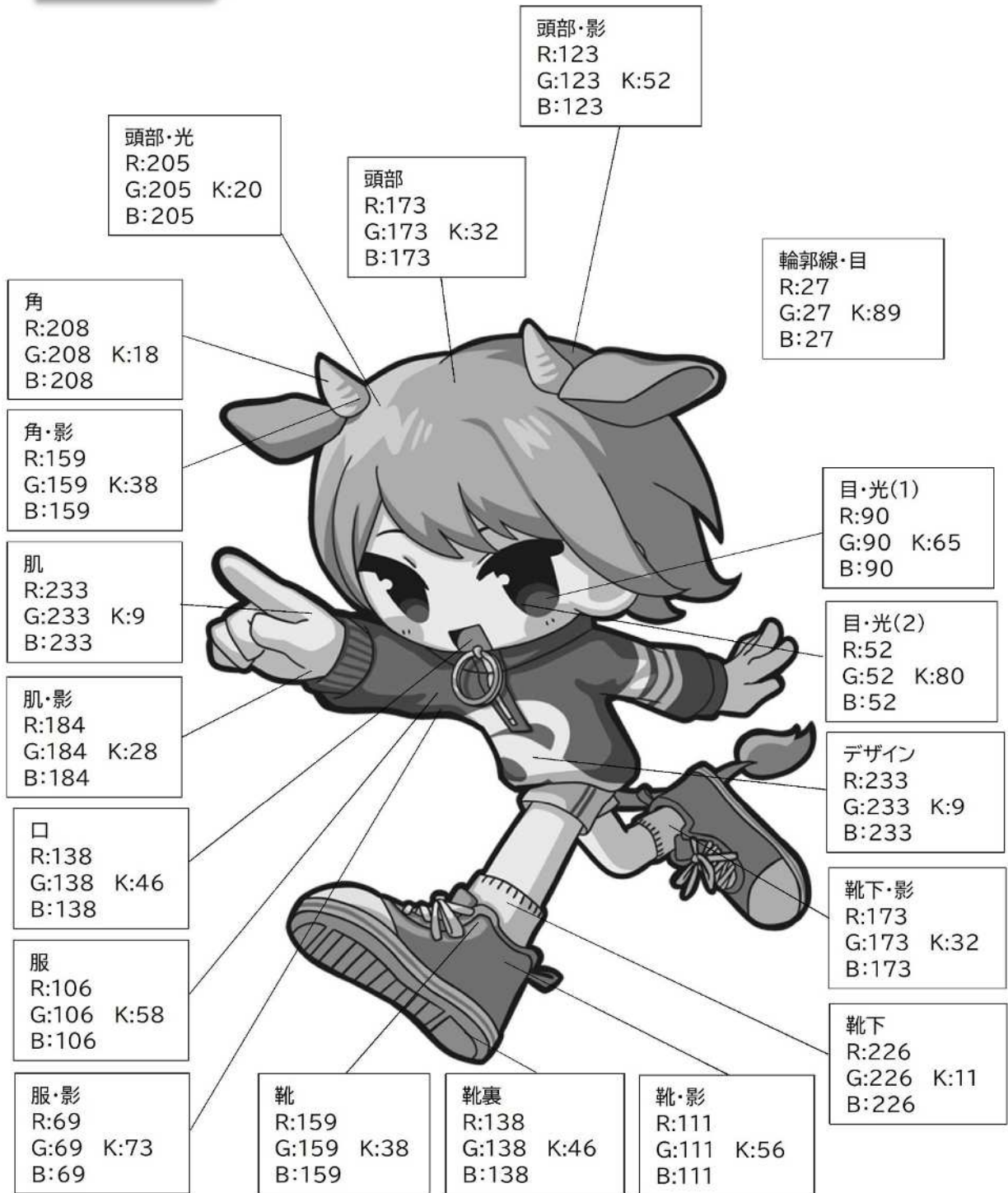
### 3 指定色

モーラのデザインに使う色は次のとおりです。

#### カラー



# モノクロ





## 4 使用する際の注意

---

モーラのデザインを使用する際には、次に示す使用はできません。



○縦・横比率を変えての使用



○デザインの一部を省略したり、変更しての仕様



○指定したデザインカラー以外の色の使用



○左右反転しての使用

## 使用が認められないもの

- 松阪市の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるもの。
- 自己の商標又は意匠とすることその他独占的に使用し、又は使用するおそれがあるもの。
- 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの。
- 特定の政党、思想若しくは宗教の活動を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるもの。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に規定する風俗営業及びそれに類似する業種が使用するもの。
- その他教育委員会が使用について適当でないと認めるもの。

## 5 注意事項

次の注意事項をよく読んだ上で、モーラのデザインを使用してください。

- 届出を行った内容又は許可を受けた内容にのみ使用してください。
- 教育委員会が付した使用条件に従って使用してください。物件完成の際には写真を提出してください。
- モーラを独占的に自己のものとして、商標や意匠に使用しないでください。
- 使用に係る権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはいけません。
- モーラのイメージを損なうような使用をしないようお願いします。
- デザイン使用マニュアルに従って、適正に使用してください。
- 使用者が使用条件に違反したときあるいは使用届の内容又は使用許可若しくは使用変更許可に係る申請の内容に虚偽、不正等があった場合は、使用を取消し、使用物件の回収を求めることがあります。
- モーラの使用(使用の取消しを受けた場合を含む。)により使用者又は第三者に損害、損失等が生じた場合は、使用者の責任及び負担において解決するものとし、市は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負いません。

### 届出の必要がないもの

- 市、教育委員会が使用するとき。
- 国、地方公共団体、学校及びその関係者が業務のために使用するとき。
- 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道及び広報の目的で使用するとき。

## 6 申込方法

次の提出書類を教育委員会事務局スポーツ課の窓口か、郵送、メール等にて提出してください。

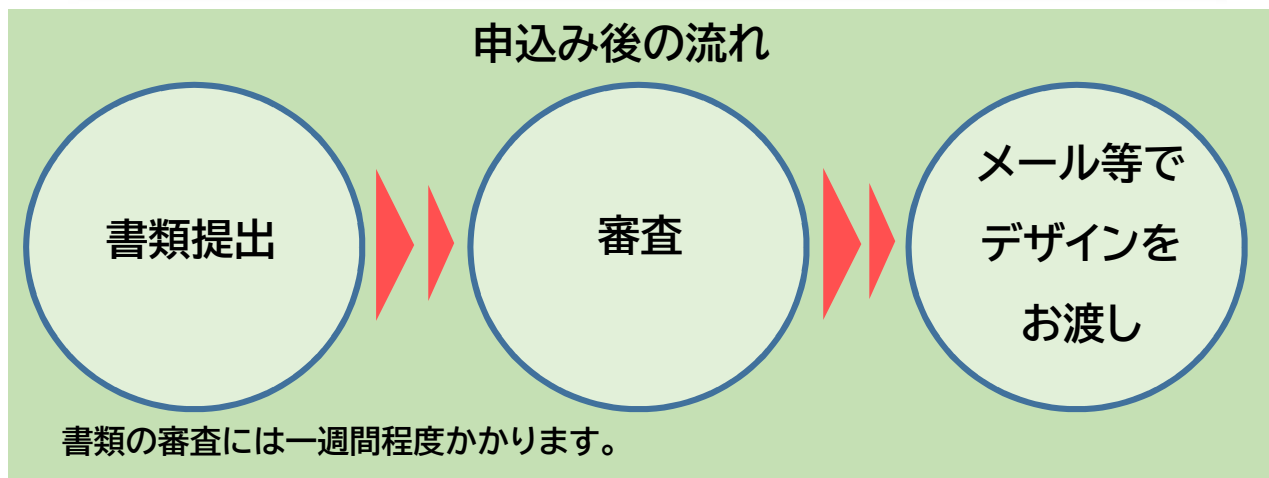
### 提出書類

- ・モータ使用届または(営利目的の場合)モータ使用許可申請書
- ・企画書(デザイン、イメージ図等、使用方法がわかるもの)

### 提出先

〒515-8515 松阪市殿町 1315 番地 3  
松阪市教育委員会事務局 スポーツ課

### 申込み後の流れ



## 7 問合せ先

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

松阪市教育委員会事務局 スポーツ課

電話番号:0598(53)4402 ファクス:0598(25)0133

メール:sports.div@city.matsusaka.mie.jp